

鳥取県告示第 827 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年9月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大 山 口 停 車 場 線	変更前	西伯郡大山町國信字笠原543-4地先から同町末吉字大塚458-1地先まで	5.0~29.0	1,408.0
	変更後	西伯郡大山町國信字笠原 543-4 地先から同町末長字村屋敷 53-1 地先まで	6.5~29.0	518.0
		西伯郡大山町國信字笠原 543-4 地先から同町末吉字大塚 456-5 地先まで	11.0~46.0	3,478.0

路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大 山 口 停 車 場 大 山 線	西伯郡大山町末長字上大澤286-4地先から同町所子字砂口242-10地先まで	変更前	7.4~17.6	500.0
		変更後	10.5~39.0	500.0